第67回 金沢市民スポーツ大会 第1回 市民スポーツ委員会

日時: 2024年5月9日(木) 18:30~ 場所: 金沢市総合体育館 第1会議室

議題

1. 第	567回 金沢市民スポーツ大会について
	日程及び会場について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 1
(2)	施設使用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 2
(3)	競技運営調書・運営予算書について ① 本日5月9日(木) 締切厳守 ② 役員委嘱状は、5月31日 金までに必要な団体のみ、事務局にとりにきてください。 ③ 救護(看護師)の配置は、6月24日(月)の第2回市スポ委員会でお知らせします。
(4)	プログラム原稿締切 早期開催競技 : 5月24日金 6月15日出以降開催競技 : 5月31日金
(5)	傷害保険の給付について・・・・・・・・・・・・・・・・資料3
(6)	競技成績の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・資料4
(7)	開会式概要(案)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 5
2. そ	での他 次回の第2回理事会(6/11火)または第2回市スポ委員会(6/24月)にて、競技団体 旗などを準備して、市スポーツ協会事務所に提出してください。開会式に使用します。

★第2回 市スポ委員会の開催案内 (別紙 開催案内を参照)

日 時:6月24日(月) 18時30分から 場 所:金沢市総合体育館 第1会議室

第67回 市民スポーツ大会における施設使用について

◎ 市営施設について

- 1. 本申請について
 - (1) 施設の使用承認を得るため、<u>各競技団体で同**封の使用申請書**を記載して提出</u>
 - (2) 申請は、使用する日の3週間前までに行う
 - (3) 会場責任者は、市スポ委員の氏名を記入
 - (4) 申請時に同封の減免申請書を提出
- 2. 申込内容の確認について

本申請時に、次の事項を必ず確認すること

- (1) 記載内容
- (2) 競技場のほかに多目的室や会議室の使用の有無
- (3) 使用する時間に準備・後片付けの時間も含む
- (4) 有料の大会等を開催する場合は全館で申し込みが必要
- (5) 連続した開催日の大会等でも空き時間は一般に開放
- 3. 本申請時の打合せについて

必ず次の事項について施設職員と打合せを行うこと

- (1) 使用時間について(特に、時間外及び準備、後片付け)
- (2) 会場の設営について(準備時の照明点灯区分は管理者側の指示に協力)
- (3) 使用する付属設備、備品について
- (4) 駐車場の使用および誘導員の配置について(大会運営責任で必要な要員を配置、特に 路上等の不法駐車、周囲営業店への駐車厳禁!)
- (5) 設置物について(広告物・営業行為については別途申請が必要)
- (6) 非常時の非難誘導体制および非常口の確認について
- 4. ラインテープについて

競技場でのラインテープの使用は、管理者が指定するものを使用

- 5. その他
 - (1) 建物、備品等を破損した場合は速やかに届出
 - (2) 施設の使用上のマナーを厳守
 - (3) 予期せぬ事態で大会等の使用予定が中止もしくは変更になった場合は、速やかに使用施設を管理している事務所に届出
 - (4) 仮使用申請者と本申請申込者が異なる場合は調整会議申込要領、使用についての注意 事項等十分な引継ぎ

◎ 県営施設について

- 1. **いしかわ総合スポーツセンター (今回使用不可)、**西部緑地公園テニスコート、医王山ライフル射撃場、医王山スポーツセンター、県立武道館は、**各施設にある使用許可申請書を各競技団体で作成して管理事務所**に提出
- 2. 施設職員と十分な打合せを行う
- 3. 使用料については金沢市スポーツ協会で別途支払う

◎ その他の施設利用について

- 1. 使用される競技団体で許可を得る
- 2. スポーツ協会会長名で使用許可願が必要の場合はスポーツ協会に連絡
- 3. 使用料又は謝金の必要なところは運営費に記載(使用料は競技団体で支払う)

看護師の配置について

- 1.6月30日(日)は看護師をグループに分けて配置予定
- 2. 細部については、第2回市スポ委員会でお知らせ
- 3.6月30日(印)以外に開催する場合は、各競技団体で手配又は休日当番医で対応
- 4. 緊急の折には救急車の手配が最良

第67回 市民スポーツ大会における傷害保険の給付について

- ◎ けがをした場合
 - 1. 別紙「事故報告書〈傷害保険〉ケガ」および「事故発生状況報告書 兼 現認書」へ必要事項を記入して大会本部に必ず提出(データファイルはホームページよりダウンロードができます。)
 - (1) 事故により 30 日以内に報告しないと保険金の支払いが出来ない場合がある
 - (2) 報告書はコピーして使用
 - (3) 報告書は捺印のうえ、市スポーツ協会に原本を提出する
- ◎ 保険金の支払いについて
 - 1. 治療日数1日につき実際に通院した場合1日 1,000円入院した場合1日 1,500円
 - 2. 但し、支払い限度は 通院の場合 90 日 入院の場合 180 日 (事故の日により通院、入院を合算して 180 日を限度)
 - 3. 死亡の場合は100万円、後遺症の場合は100万円の4%~100%
 - 4. 競技中のみ適用
 - 5. 『競技中に発生した傷害・疾病等については、主催者(主管を含む)において応急処置を 行いますが、以後の責任は負いません。尚、金沢市スポーツ協会で傷害保険に一括加入 しています。』の旨 募集要項の参加上の注意に必ず記載してください。
 - 6. その他 不明な点は下記「あいおい損害保険」の代理店へご照会ください。

浜上保険センター

金沢市富樫 1 − 3 − 9 TEL 243 − 3188

第67回 市民スポーツ大会の競技成績の報告について

- 1. 各競技において会場ごとに専任の記録責任者を配置すること
- 2. 大会記録本部は「金沢市スポーツ協会事務局」です

金沢市スポーツ協会(金沢市泉野出町3-8-1 金沢市総合体育館内)

TEL 241-0243 FAX 241-0919

Email: kanazawashi-spokyou@ksnet.gr.jp

- 3. 成績の中間報告は不要です
- 4.6月29日出 以前に実施した競技の成績も、終了後すぐに本部へ報告すること
- 5. 記録は一部で、コピーのできる用紙に記載すること
- 6. 電話による成績の報告は受け付けしません
- 7. 成績の記載は、**準決勝・決勝の選手名は姓名を記載**すること(報道の関係上)
- 8. 個人競技については、所属を記載すること(報道の関係上)
- 9. 本部に記録を届けた方は、必ず本部記録責任者の確認を受けること
- 10. 記録に必ず**「携帯番号」を記載**すること(別途問い合わせのため)
- 11. 6月30日(旧) 午後4時30分を過ぎても競技続行中の団体は、その旨を本部に連絡し、 競技終了予定時刻を連絡すること
- 12. 参加人数報告書を必ず提出すること。(傷害保険契約の実績人数報告に必要)